

一 般 競 争 入 札 公 告

役務の提供等の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和8年2月17日

公益財団法人環境科学技術研究所
総務部長 佐々木 昭吉



1. 競争に付する事項

- 1) 件 名：低線量生物影響実験棟及び先端分子生物科学研究センター 高圧蒸気滅菌器定期点検業務
- 2) 仕 様 等：仕様書のとおり

2. 入札方法

- 1) 入札当日参加者名簿に会社名、出席者名（代理可）を必ず記入すること。
- 2) 入札書は原則として封書にて提出すること。
- 3) 入札する額は、作業に要する費用の総額とする。
- 4) 落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 5) 入札は当研究所の予定価格に達するまで3回を限度として行う。1回目に提出する書類は入札書及び見積書とし、以降2、3回目については入札書のみとする。
- 6) 2回目の入札に付し落札者がいない場合において、1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合又は1者を除いて他に有効な入札を行った者がいない場合は、以後の入札は行わずに、その1者との随意契約により契約を締結する。
- 7) 3回目の入札に付し落札者がいない場合は、最低入札価格提示者と随意契約により契約を締結する。
- 8) 第1回目のみ入札書を郵送（書留扱いに限る）により提出することができる。この場合は令和8年3月19日（木）17時までに総務部総務課契約係に到着することを要し、封皮には「令和8年3月23日（月）執行 低線量生物影響実験棟及び先端分子生物科学研究センター 高圧蒸気滅菌器定期点検業務 入札書」と明記すること。（入札書及び見積書に記載する日付は開札日とすること。また、封筒には質問書の原本も同封すること。）

3. 入札に参加する者に必要な資格

- 1) 入札に参加を希望する者は、以下のいずれかの参加資格を有することを証明する書類を令和8年3月17日（火）17時までに提出すること。なお、当該参加資格を申請中の場合は、申請中であることを証明する書類を提出することとし、入札の日時までに参加資格を有することを証明する書類を提出すること。
 - (1) 当研究所の競争参加資格「役務の提供等（A. 機械設備等の保守・運転管理）」の認定を受けた者。
 - (2) 国の競争参加資格「全省庁統一資格」において前号に相当する競争参加資格の認定を受けた者。
 - (3) 自治体の行政機関において前号に相当する競争参加資格の認定を受けた者。
- 2) 入札に参加を希望する者は、本入札の公告日から開札の時までの間に、国又は自治体の行政機関において指名停止の措置を受けていないこと。

4. 交付期間

交付の日から令和8年3月16日（月） 17時まで

5. 入札・開札の日時及び場所

令和8年3月23日（月） 9時00分

公益財団法人環境科学技術研究所 本館1Fセミナー室

上記日時に遅れたときは、入札に参加することができない。

6. 契約条項及び仕様書を示す場所

〒039-3212

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駁字家ノ前1番7

公益財団法人環境科学技術研究所

総務部総務課契約係 山本 良垂樹

（作業請負契約一般条項及び仕様書等を配付します）

7. その他

別紙のとおり

補 足 説 明 事 項

- 1) 契約書作成の要否
不要
- 2) 入札の無効
 - (1) 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札
 - (2) その他入札条件に違反した入札
- 3) 契約手続きについて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 4) 入札者に求められた義務
入札者が作成した書類等は当研究所において審査し、採用し得ると判断した場合の入札書のみを入札の対象とする。また、提出した資料について説明を求められた時は、これに応じなければならない。
- 5) 落札者の決定方法
本仕様書を満足できると判断した場合の入札書のうち、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きによる抽選により落札者を決定する。
入札は、契約の申込として取り扱う。
- 6) 入札保証金及び契約保証金
免除する
- 7) 支払条件
検査払い
- 8) 必要書類
入札には以下の書類を持参すること。
 - (1) 入札書：3枚
 - (2) 見積書：公益財団法人環境科学技術研究所 佐々木 昭吉 宛
(入札書に記載する金額の内訳を記載すること。)
 - (3) 見積書用紙：複数枚
(「(2) 見積書」の中で、値引き額及び値引き後合計額が記載されていないもの。随意契約時に金額を記入のうえ提出すること。)
 - (4) 質問書：原本
 - (5) 委任状、その他これに準ずる書類：代理人(随意契約に関する権限も有すること)をもって入札する場合に提出すること。
- 9) 現場説明
無し
- 10) 質問書
 - (1) 提出期限：令和8年3月17日(火)：12時まで
入札に参加を希望する者は、質問の有無に関わらず、電子メールにて質問書を提出すること。
 - (2) 回 答：令和8年3月18日(水)13時～17時
質問があった場合、上述の時間内に電子メールにて回答する。なお、回答は、入札に参加を希望する者全てに一斉送信する。
 - (3) 質問書の提出先
総務部総務課契約係 山本 良亜樹
E-Mail ies_keiyaku@ies.or.jp
T E L 0175-71-1215 (直通)
- 11) その他
 - (1) 入札申込者心得書のとおり。
 - (2) 契約名称、契約締結日、契約相手の商号又は名称・住所、契約金額を当研究所ホームページに掲載する場合がある。

入 札 書

件 名：低線量生物影響実験棟及び先端分子生物科学研究センター 高圧蒸気
滅菌器定期点検業務

金 額：	円
消費税：	円
合 計：	円

上記金額により契約条項を承認のうえ入札いたします。

令和 年 月 日

公益財団法人環境科学技術研究所

総務部長 佐々木 昭吉 殿

住 所

会社名

代表者

代理人

印

印

令和 年 月 日

質 問 書

公益財団法人環境科学技術研究所
総務部長 佐々木 昭吉 殿

住 所
会社名
代表者

印

入札件名：低線量生物影響実験棟及び先端分子生物科学研究センター 高圧蒸気滅菌器定期点検業務

【質問事項】

.

令和 年 月 日

委任状

公益財団法人環境科学技術研究所
総務部長 佐々木 昭吉 殿

住 所
会社名
代表者

印

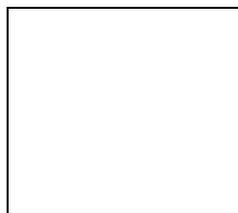
私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任いたします。

受 任 者 住所
所属
氏名

委任事項 以下の入札並びに見積に関する一切の事項

- ・低線量生物影響実験棟及び先端分子生物科学研究センター 高圧蒸気滅菌器定期点検業務

受任者使用印鑑



令和8年度

低線量生物影響実験棟

及び

先端分子生物科学研究センター

高圧蒸気滅菌器定期点検業務

仕様書

公益財団法人 環境科学技術研究所

1. 目的及び概要

本仕様書は、公益財団法人環境科学技術研究所（以下「当研究所」という。）低線量生物影響実験棟及び先端分子生物科学研究センターにおける高圧蒸気滅菌器定期点検業務を受注者に請負わせるための仕様について定めたものである。

本業務は、両施設における動物実験を効率的且つ安全に推進するため、飼育器材等の滅菌に不可欠な高圧蒸気滅菌器を定期的に点検することにより、故障の発生を未然に防止し、本器の性能を良好に維持することを目的とするものであり、受注者は、当該施設及び関連設備等の特性、関係法令等を十分に理解し、受注者の責任と負担において本業務を実施するものである。

2. 作業範囲

低線量生物影響実験棟及び先端分子生物科学研究センターにおける高圧蒸気滅菌器に対して、以下の作業を行うものとする。

(1) 低線量生物影響実験棟（ウドノ医機高圧蒸気滅菌装置：MSC-HP-7W 1基）

- ① 定期点検作業（1回/月）
- ② 性能検査受験整備作業（1回/年）
- ③ その他

(2) 先端分子生物科学研究センター（ウドノ医機高圧蒸気滅菌装置：ARSP-U1416-D-F 2基）

- ① 定期点検作業（1回/月）
- ② 性能検査受験整備作業（1回/年）
- ③ その他

3. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

4. 作業場所

(1) 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字家ノ前1番7

公益財団法人 環境科学技術研究所 低線量生物影響実験棟

(2) 青森県上北郡六ヶ所村大字鷹架字発茶沢2番121

公益財団法人 環境科学技術研究所 先端分子生物科学研究センター

5. 作業内容等

(1) 定期点検作業

定期点検内容については、各施設において以下事項及び定期点検作業基準（別紙1）に基づき毎月1回（年12回）、加えて部品の交換を必要に応じてそれぞれ実施するものとする。

- ・ 点検作業は、事前に当研究所の了解を得てから行うこと。
- ・ 高圧蒸気滅菌器を詳細に点検する事により故障・異常等を発見し措置する事により、飼育器材の安定した滅菌と作業の安全を確保すること。
- ・ ボイラー及び圧力容器安全規則第六十七条に規定されている定期自主検査の内容を準拠し行うこと。
- ・ 点検終了後、点検実施記録を提出し、当研究所の確認を得ること。

(2) 性能検査受検整備作業

第一種圧力容器検査証の有効期間の更新のため、以下事項を年1回実施するものとする（低線量生物影響実験棟：令和9年3月15日まで、先端分子生物科学研究センター：令和8年7月22日まで）。

- ・ 整備作業は、事前に当研究所の了解を得てから行うこと。
- ・ ボイラー及び圧力容器安全規則第七十三条に規定されている性能検査を受けるにあたり必要な整備作業を行うとともに性能検査に立ち会うこと。
- ・ 性能検査終了後（第一種圧力容器検査証の更新後）、当該装置の復旧及び点検実施記録を提出し、当研究所の確認を得ること。

6. 検査証更新申請費

第一種圧力容器検査証の有効期間の更新手続きに必要な申請費用は、当研究所が負担する。

7. 提出書類

- | | | |
|-----------------------|--------|-----------|
| (1) 責任者届 | : 1部 | 契約後速やかに |
| (2) 工程表 | : 1部 | 契約後速やかに |
| (3) 点検報告書 | : 1部 | 作業終了後速やかに |
| (4) その他、当研究所が必要とする書類等 | : 必要部数 | 随時 |

※点検報告書の取りまとめ方、提出時期等は、別途、当研究所に確認すること。

8. 検収

本仕様書に定めるところに従い作業が確実に実施されたこと及び提出書類の確認をもって検収とする。

9. 特記事項

- (1) 受注者は、実験動物管理区域内の作業に当たっては、区域への入退域方法及び区域内の作業制限等に関して、事前に当研究所より注意事項等を確認し、作業することとする。
- (2) 本作業で立入りする場所で取扱いしている特定化学物質を別紙2に示す。

10. その他

- (1) 受注者は、労働基準法その他関係法令上の責任及び作業従事者の健康、安全、規律、及び風紀の維持に関する全ての責任を負うものとする。
- (2) 受注者の作業者が業務遂行中に被った災害については、当研究所の原因により生じた災害を除き、当研究所は責任を負わないものとする。
- (3) 業務遂行に必要で本仕様書に定めのない事項は、当研究所と受注者間で協議の上、行うものとする。

以上

定期点検作業基準

点検項目		実施場所		点検内容
		低線量生物影響実験棟	先端分子生物科学研究センター	
缶 体	パネル・台車・棚車	○		目視・動作確認
	パネル・棚車		○	目視・動作確認
	扉パッキン及び溝	○	○	目視・動作確認
	扉駆動及び締付機構	○	○	動作確認
	扉安全装置	○	○	動作確認
	内缶部表面	○	○	清掃
	扉シリンダー		○	動作確認
配 管	元給蒸・元給水バルブ	○	○	目視・漏れ確認
	給蒸ストレーナー	○	○	清掃
	給水ストレーナー	○	○	清掃
	内缶排出ストレーナー	○	○	清掃
	外缶排出ストレーナー	○	○	清掃
	内缶トラップ	○	○	機能確認
	外缶トラップ	○	○	機能確認
	ステラップ	○	○	機能確認
	減圧弁	○	○	機能確認
	安全弁(内缶)		○	目視・漏れ確認
	安全弁(外缶)	○	○	目視・漏れ確認
逆止弁	○	○	機能確認	
制 御 弁	外缶給蒸弁	○	○	動作確認
	内缶給蒸弁	○	○	動作確認
	真空弁	○	○	動作確認
	置換弁	○	○	動作確認
	排蒸弁	○	○	動作確認
	真空ポンプ給水弁	○	○	動作確認
ポ ン プ	真空ポンプ	○	○	動作確認
	エアコンプレッサー		○	動作確認
圧 力 計	元蒸気圧力計	○	○	目視
	元空気圧力計		○	目視
	外缶圧力計	○	○	目視
	内缶連成計	○	○	目視
圧 縮 空 気	フィルターレギュレーター		○	目視・調整
	パッキンレギュレーター		○	目視・調整
	電磁弁		○	動作確認
	チェック弁		○	動作確認
	継手		○	目視・漏れ確認
	コンプレッサー作動範囲		○	動作確認
電 気	ブレーカー	○	○	目視
	マグネットスイッチ	○	○	目視
	ヒューズ	○	○	目視
	タイマー	○	○	目視
	リレー	○	○	目視
	制御ボックス	○	○	目視
	ランプ	○	○	目視
	スイッチ	○	○	目視
計 装	記録計	○	○	動作確認
	圧力発振器		○	動作確認
	温度素子	○	○	動作確認
フ ィ ル タ ー	エアフィルター	○	○	目視
	給蒸フィルター		○	目視・漏れ確認
そ の 他	エア予熱器	○		動作確認
	エア予熱器用電磁弁	○		動作確認
交 換 部 品	扉パッキン	2本	2本	交換後、動作確認
	エアフィルター	1本	2本	交換後、動作確認
	スチームフィルター		4本	交換後、動作確認

本作業で立入りする場所を取扱いしている特定化学物質

1. 先端分子生物科学研究センター

No	特定化学物質名	使用する場所	備考
1	エチレンオキシド（第2類物質）	洗浄室、清浄作業室	